

第15号議案

損害賠償額の決定について

市は、交通事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 4,614,407円
- 2 損害賠償の相手方 大阪府茨木市在住 25歳女性

3 事故の概要等

平成23年3月18日午前7時50分頃、亀岡市東別院町鎌倉地内において、市のスクールバスが東別院小学校児童の送迎で走行していたところ、当時中学校へ登校するため自転車で坂道を下ってきた相手方と衝突し、双方の車両が損傷し相手方が負傷した。

相手方の怪我等の治療及び経過観察を経て、相手方と示談を進め、公用車の事故による損害賠償額を決定することとなった。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 4, 614, 407円
- 2 損害賠償の相手方 大阪府茨木市在住 25歳女性

3 事故の概要等

平成23年3月18日午前7時50分頃、亀岡市東別院町鎌倉地内において、市のスクールバスが東別院小学校児童の送迎で走行していたところ、当時中学校へ登校するため自転車で坂道を下ってきた相手方と衝突し、双方の車両が損傷し相手方が負傷した。

相手方の怪我等の治療及び経過観察を経て、相手方と示談を進め、公用車の事故による損害賠償額を決定することとなった。